

長野県地方税滞納整理機構一般職の職員の旅費に関する条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第203条の2第4項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定により、公務のために旅行する一般職の職員に支給する旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 一般職の職員に対し支給する旅費及び費用弁償に関しては、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。